

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、朝日印刷株式会社と称し、英文ではASAHI PRINTING CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 写真、製版、印刷、製本加工並びにその製品の販売
2. 紙容器、プラスチック容器、金属容器、その他包装用品の製造販売
3. 印刷用・包装用機械器具の製造、販売及び賃貸ならびに設置工事
4. 企業の販売促進活動の企画業務
5. 医薬品、化粧品、食料品、日用雑貨品等の充填包装及びこれらの販売
6. 電子部品の製造、販売
7. 広告宣伝の情報及びその媒体の企画、製作、販売
8. 工業所有権、映像、文芸、美術、音楽に関する著作権などの財産  
権の取得、譲渡及び貸与
9. 美術工芸品、家具、日用雑貨品、食料品、医薬品、化粧品、衣料用繊維製品、紙、  
事務用機器、製版・印刷・製本・包装用機器等の輸出入及び販売
10. 不動産の売買、貸借及び管理
11. 倉庫業及び自動車運送取扱事業
12. 発電および電気の供給、販売
13. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を富山県富山市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、86,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株式についての権利)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

② 当会社の株主は、その有する単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 次条に掲げる権利

(単元未満株主の売渡請求)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができます。

できる。

(株式取扱規則)

第 9 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよびその手数料については、

法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は株主名簿管理人を置く。

② 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて隨時これを招集する。

(招集地)

第 13 条 株主総会は、本店所在地、その隣接地において招集する。

(招集者および議長)

第 14 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第 16 条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権行使することができる。

② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当会社は、取締役会を置く。

(員数)

第 19 条 当会社の取締役は 20 名以内とする。

(選任)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 当会社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会

終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

② 当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を選定するほか、必要に応じて

取締役会長 1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名

を選定することができる。

③ 当会社は、取締役会の決議によって必要に応じて最高顧問、相談役、顧問各若干名を

選定することができる。

(招集者および議長)

第 23 条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、

その議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代る。

(招集通知)

第 24 条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(決議)

第 25 条 当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第 26 条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 当会社の取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査役および監査役会

### (監査役および監査役会の設置)

第 28 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

### (員数)

第 29 条 当会社の監査役は、5名以内とする。

### (選任)

第 30 条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (任期)

第 31 条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關

する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査

役の任期の満了する時までとする。

### (常勤監査役)

第 32 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

### (招集通知)

第 33 条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前に発するものとす

る。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

### (決議)

第 34 条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を

もって行う。

(監査役会規則)

第 35 条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 36 条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 37 条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任)

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、

当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剩余金の配当)

第 42 条 当会社の剩余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(除斥期間等)

第 44 条 当会社の剩余金の配当および中間配当が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

② 未払の配当金には利息を付けないものとする。

## 附 則

第 1 条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。

③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

2022年6月29日改定